

# 特記仕様書

## 第1章 総則

### 第1条（適用範囲）

本仕様書は、甲府市が発注する「道路ストック（横断歩道橋）総点検業務委託」（以下、「本業務」という。）に適用する。なお、この特記仕様書に定め無き事項については、山梨県県土整備部「設計業務等共通仕様書」（令和4年10月一部改定）によること。

### 第2条（業務目的）

本業務は、「横断歩道橋定期点検要領」（平成31年2月、国土交通省道路局）、「歩道橋定期点検要領」（平成31年3月、国土交通省道路局国道・技術課）及び「小型附属物点検要領」（平成29年3月、国土交通省道路局）（以下「点検要領」という。）に基づき、甲府市が管理する横断歩道橋（3橋）について落下や倒壊による第三者被害を防止する観点から、現状を把握することにより異常又は損傷を早期に発見するとともに、対策の要否を判定し、安全かつ円滑な道路交通の確保に資することを目的とする。

### 第3条（履行場所）

本業務の履行場所は、以下のとおりとする。（別添位置図参照）

- ・ 1号箇所：甲府駅北口ペデストリアンデッキ【夜間施工】  
（甲府市 丸の内一丁目 地内 外：市道 北口駅前広場線）
- ・ 2号箇所：春日歩道橋【昼間施工】  
（甲府市 丸の内三丁目 地内 外：市道 錦穴切線）
- ・ 3号箇所：国母歩道橋【夜間施工】  
（甲府市 国母三丁目 地内 外：市道 高畑西条線）

### 第4条（履行期間）

本業務の履行期間は、別添業務委託契約書に定める期間とする。

### 第5条（現場代理人及び主任技術者）

本業務の現場代理人及び主任技術者は、以下の資格要件のいずれかを満たす者とする。

- ・ 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連項目）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリートまたは、道路）の資格を有し、技術士法による登録を行っている者
- ・ RCCM（鋼構造及びコンクリートまたは、道路）の資格を有する者

また、主任技術者は、「横断歩道橋定期点検要領」に基づいて、ペデストリアンデッキの点検実績を有する者とする。

### 第6条（守秘義務）

本業務における成果は、全て発注者に帰属するものであり、受託者は委託の過程及び結果から知り得た情報について発注者の許可なく公表してはならない。

また、発注者より貸与された資料及び成果品等について、受注者は破損、紛失のないよう取り扱いに十分注意するものとする

## 第7条（報告義務）

本業務実施期間中、受注者は業務の進捗状況を随時報告するものとし、必要に応じて発注者に報告書を提出するものとする。

## 第8条（貸与資料）

本業務における貸与資料は以下のとおりとし、業務完了後は速やかに発注者に返却するものとする。

- |               |    |
|---------------|----|
| （1）既存点検結果調書   | 1式 |
| （2）竣功図書等の既存資料 | 1式 |
| （3）その他関連書類    | 1式 |

## 第9条（沿道対応）

受注者は、本業務中に沿道住民及び道路利用者から苦情があった場合は、速やかに発注者へ報告するとともに、誠実、丁寧に対応しなければならない。

## 第10条（損害賠償、瑕疵）

受注者は、本業務実施中に第三者より受け又は与えた損害については、受注者の責任において処理し、これらにかかる費用はすべて受注者が負担するものとする。ただし、その損害が発注者の責任に帰する理由による場合はこの限りではない。

また、受注者は、本業務完了後といえども受注者の瑕疵等に起因する不良な箇所が発見された場合は、速やかに発注者の必要と認める修正その他必要な作業を受注者の負担において行うものとする。

## 第11条（その他）

この特記仕様書に定めのない事項については、山梨県県土整備部「設計業務等共通仕様書」に準拠し、業務を進めるにあたり疑義が生じた場合には、速やかに監督員と協議し、その指示に従い実施するものとする。

# 第2章 歩道橋点検

## 第1条（点検内容）

「点検要領」に基づき実施するものとする。

### 1) 計画準備

#### ①既存資料の収集・整理

業務計画書及び、詳細な横断歩道橋の点検計画となる実施計画書等の作成に必要な関連資料等の収集・整理を行う。

#### ②現地踏査

定期点検に先立ち現地踏査を行い、横断歩道橋の変状（劣化・損傷等）程度を把握するほか、立地環境、交通状況、交通規制の要否、近接手段等について現場の概況を調査して記録（写真撮影含む）する。

#### ③計画準備

貸与された資料及び現地踏査結果より業務計画書等の作成を行う。

また、業務計画書については、契約締結後14日以内に提出すること。

なお、業務計画書の内容を変更する場合は、理由を明確にしたうえ監督員と協議し、その都度変更業務計画書を提出するものとする。

## 2) 定期点検

### ①定期点検

「点検要領」に基づき、高所作業車やリフト車等を用いて、横断歩道橋及び附属物の取付金具類等を近接目視（必要に応じて触診や打音等の非破壊検査等を併用）にて行う。また、甲府駅北口ペDESTリアンデッキでは点検口より可能な限り近接して点検する。1号箇所及び3号箇所は夜間に点検すること。

### ②橋面変状調査

点検1号箇所の甲府駅北口ペDESTリアンデッキにおいて、橋面舗装（石張り舗装）の一部に浮きが確認されているため、橋面舗装の浮きについて詳細な点検を行い、原因及び補修が必要な範囲の確認、補修方法の検討を行うものとする。また、調査結果を基とする補修工事を年度内に行うことから橋面変状調査については、点検に先行して実施するものとし、報告書等の作成・提出についても同様とする。

## 3) 点検調書作成

「点検要領」に基づき、点検表記録様式を作成する。部材単位の健全性を診断し、損傷状況を整理するとともに損傷図としてまとめる。また、横断歩道橋毎で健全性を総合的に評価しまとめる。

## 4) 報告書作成

### ①報告書作成

本業務の成果として、作成した資料や点検調書等のとりまとめを行う。

### ②補修・補強計画作成

点検結果で変状・取付け等の異常が発見された場合は、今後の対応方法を提案する。対応すべき時期及び概算工事費についてとりまとめを行い、監督員に報告すること。

## 5) 関係機関協議及び協議資料作成

関係機関との協議が必要な場合は、協議資料を作成すること。

## 6) 打合せ協議

本業務の実施における打合せ協議は、次の区切りにおいて行うものとし、回数は5回を基本とするが、必要と判断される場合や監督員から指示があった場合については、協議の上実施するものとする。また、打合せ記録は受注者が行き、監督員に提出するものとする。なお、業務着手時及び業務完了時には主任技術者が立ち会うものとする。

### ① 業務着手時（1回）

### ② 中間打合せ（3回）

### ③ 業務完了時（1回）

## 第2条（安全性の確保）

受託者は道路上の作業を行うに際し、所轄警察署から道路使用許可を得ること。

## 第3条（交通誘導員）

本業務の施行に際し、現場の安全確保のため交通誘導員により次のとおり交通誘導業務を実施するものとする。なお、特記仕様書によりがたい場合は、監督員と協議を行うこと。

交通誘導員の配置人数	所轄警察署の指示のとおり
交通誘導の時間帯	所轄警察署の指示のとおり
交通誘導の期間	業務期間中のうち所轄警察署の指示のとおり

第4条（成果品の提出）

本業務の成果品は以下のとおりとする。

報告書（バインダー製本）	2部	同上電子データ（CD-R）	2部
その他監督員が必要と認めたもの	1式		

なお、成果品に瑕疵があった場合は速やかに「甲」の指示に従い「乙」に負担にて修正すること。  
以上